

議案第 66 号

新座市放課後児童保育室条例の一部を改正する条例

新座市放課後児童保育室条例（平成 7 年新座市条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (2) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(入室の申請)

第5条 [略]

(保育時間)

第7条 保育時間は、児童の放課後から午後7時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

2 [略]

(保育料)

第9条 [略]

2 [略]

別表第2 (第9条関係)

新座市放課後児童保育室保育料基準表

保護者の属する世帯の区分		保育料の額 (児童1人当たり月額)	
A	生活保護法 (昭和25年法律第144号) による被保護世帯 (単給世帯を含む。)	0円	
B	A階層を除く市町村民税非課税世帯	0円	
C	A階層を除く市町村民税の所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	5,000円未満	3,000円
D		5,000円以上 50,400円未満	5,000円
E	(市町村民税の均等割の額のみを課税世帯を含む。)	50,400円以上 156,600円未満	8,000円
F		156,600円以上	12,000円

備考

- この表において、「市町村民税非課税世帯」とは、保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が、市町村民税を課されない者である世帯をいう。
- この表において、「所得割の額」とは地方税法 (昭和25年法律第226号) 第292条第1項第2号に規定する所得割 (同法第328条の規定によって課する所得割を除く。) の額 (同法第314条の7から第314条の9まで並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定を適用しないで計算した額をいう。) をいい、「均等割の額」とは同法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいう。ただし、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合は、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 所得割の額を算定する場合には、保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が、市町村民税の賦課期日現在において指定都市 (地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。) の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を当該賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなすものとする。
- 保育料の額は、4月分から8月分までにあつては前年度分の市町村民税の所得割の額及び均等割の額により、その他の月分にあつては当該年度分の市町村民税の所得割の額及び均等

(入室の申請)

第5条 [略]

2 保護者が保育時間を延長して児童の保育を受けさせようとするときは、市長に申請し、保育時間の延長の決定を受けなければならない。

(保育時間)

第7条 保育時間は、児童の放課後から午後6時までとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

2 第5条第2項の規定により保育時間の延長の決定を受けた場合の保育時間は、土曜日を除き児童の放課後から午後7時までとする。

3 [略]

(保育料)

第9条 [略]

2 [略]

3 前2項の規定にかかわらず、第5条第2項の規定により保育時間の延長の決定を受けた場合(保護者の属する世帯が別表第2に規定するA階層及びB階層に該当する場合を除く。)に加算する保育料は、児童1人当たり月額1,000円とする。

別表第2 (第9条関係)

新座市放課後児童保育室保育料基準表

保護者の属する世帯の区分		保育料の額(児童1人当たり月額)	
A	生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯(単給世帯を含む。)	0円	
B	A階層	前年度分の市町村民税非課税世帯	0円
C1	を除き 前年分	前年度分の市町村民税のうちの均等割のみの課税世帯(所得割非課税世帯)	2,000円
C2	の所得 税非課 税世帯	前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円未満の世帯	3,000円
C3		前年度分の市町村民税のうちの所得割課税額が5,000円以上の世帯	4,000円
D1	A階層	課税額が1,500円未満の世帯	5,000円
D2	を除き	課税額が1,500円以上30,000円未満の世帯	6,000円
D3	前年分	課税額が30,000円以上90,000円未満の世帯	7,000円
D4	の所得	課税額が90,000円以上233,000円未満の世帯	8,000円
D5	税課税	課税額が233,000円以上503,000円未満の世帯	9,000円
D6	世帯	課税額が503,000円以上の世帯	10,000円

備考

1 B階層における「市町村民税非課税世帯」とは、保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が、市町村民税を課されない者(保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者が、地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の地方税法(昭和25年法律第226号。以下この項及び備考第4項において「旧地方税法」という。)第292条第1項第1号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていないもの」と読み替えた場合に旧地方税法第295条第1項(第2号に係る部分に限る。以下この項において同じ。)の規定により市町村民税が課されない

割の額により算定するものとする。

5 C階層からF階層までの世帯において、当該世帯から児童が2人以上入室している場合の第2子以降の児童に係る保育料の額は、それぞれ当該階層に掲げる額の2分の1とする。

こととなる者及び旧地方税法第292条第1項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に旧地方税法第295条第1項の規定により市町村民税が課されないこととなる者を含む。）である世帯をいう。

2 C1階層における「均等割」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、C1階層からC3階層までにおける「所得割」とは、同項第2号に規定する所得割（同法第328条の規定によって課する所得割を除く。）（この所得割を計算する場合には、同法第314条の7から第314条の9まで並びに附則第5条第3項、附則第5条の4第6項、附則第5条の4の2第6項、附則第5条の5第2項、附則第7条の2第4項及び第5項、附則第7条の3第2項並びに附則第45条の規定は適用しないものとする。）の額をいう。

なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

3 C1階層からC3階層までにおいて所得割の額を算定する場合には、保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が、市町村民税の賦課期日現在において指定都市（地方自治法第252条の19第1項の指定都市をいう。以下この項において同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を当該賦課期日現在において指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなすものとする。

4 C1階層からC3階層までにおいて所得割の額を算定する場合には、保護者又は当該保護者と同一の世帯に属する者が、旧地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当する所得割の納税義務者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に同号に該当する所得割の納税義務者であるときは、旧地方税法第314条の2第1項第8号に規定する額（その者が旧地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であって、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をしていないもの」と読み替えた場合に旧地方税法第314条の2第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に旧地方税法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

5 D1階層からD6階層までにおける「所得税」とは、所得税法（昭和40年法律第33号）、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）及び災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律（昭和22年法律第175号）の規定によって計算された所得税の額をいう。ただし、所得税額を計算する場合には、次の規定は適用しないものとする。

(1) 所得税法第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項

(2) 租税特別措置法第41条第1項

(3) 租税特別措置法の一部を改正する法律（平成6年法律第22号）附則第10条

(4) 平成7年分所得税の特別減税のための臨時措置法（平成6年法律第110号）

(5) 平成8年分所得税の特別減税のための臨時措置法（平成8年法律第18号）

(6) 平成10年分所得税の特別減税のための臨時措置法（平成10年法律第1号）

6 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）及び所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せ部分について、廃止による保育料に与える影響を可能な限り生じさせないよう、第2項から第4項までの規定により計算された所得割の額及び前項の規定により計算された所得税の額を調整するものとする。

7 C1階層からD6階層までの世帯において、当該世帯から児童が2人以上入室している場



合の第2子以降の児童に係る保育料の額は、それぞれ当該階層に掲げる額の5分の4とする。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

令和3年8月27日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

放課後児童保育室の保育時間及び保育料を改めたいので、この案を提出するものである。